

編集後記

今号も力作論文を多数掲載できた。特に李宇衍氏の、佐渡鉱山で働いていた朝鮮人労働者に関する実証論文には圧倒された。この論文を掲載することができたことは、本研究会にとって本当に光栄だと思っている。それで61頁の論文を一挙に掲載した。

韓国政府は1965年の日韓国交正常化の際、日本政府が提供した請求権資金3億ドルの中から、戦時下に内地の炭鉱、鉱山、建設現場、軍需工場などに動員された元労働者に対して、未払い賃金や死亡補償金などを支払った。その後、盧武鉉政権が1回目の補償は不十分だったとして、2回目の補償を行った。その2回目の補償の際、元労働者（その家族含む）は補償を得るために申告を行った。その関連資料が『被害申告書綴』であり、現在は国家記録院に保管され、非公開とされている。

李氏はその中の佐渡鉱山で働いた者147名分の関連書類を閲覧することに成功した。ただし、コピーも写真撮影も禁止される中、手書きでメモを取った。一度に全体の閲覧が許されないの、何回も記録院に出向いて作業を続けた。それを実証経済史学者らしく緻密に分析したのがこの論文だ。

論文の中で李氏は、「この事実を本稿において明らかにする筆者の立場も困り果てたものだった」（38頁）と書いた。鉱山内で仕事に休んでも日本人監督は干渉せず、給料は現金で支払われ、朝鮮に送金でき、食事は「白米やワカメスープなどがきちんと提供され」、酒や煙草も自由に買え、家族を呼び寄せ子どもを2人出産した、と韓国政府機関に提出した書類に明記した者が、「強制連行」だったと主張し、金銭的要求をしているという事実を紹介している。

私も1992年、初めて慰安婦問題の論文を書くにあたって元慰安婦らの証言を分析したとき、李氏が感じたと同じように「困

り果てた」経験がある。貧困の結果、母親にキーセン検番に40円で売られたと証言していた元慰安婦が、私がそのことを論文に書くと、突然、それまで話さなかった日本軍による「強制連行」の体験を語り始めた。そのとき私は、「被害者も嘘をつく」という人間という存在の罪深さに直面して「困り果てた」。

素晴らしい力作論文を寄稿頂いた李宇衍氏に感謝する。（西岡）

李論文に対して、筆者も一言述べたい。

氏は結論のところで、「問題の核心は金銭であった」（64頁）と述べている。これを読んで、沖縄戦における集団自決のことが、筆者の脳裏をよぎった。李氏の分析した『被害申告者綴』の多くは、金銭的補償を得るための手段として、実態とは異なる「強制連行」「強制労働」を申告していたが、それと同じことが戦後の沖縄でも起っている。

江崎孝氏によれば、沖縄では多くの県民が犠牲になったことから、「日本軍の「命令」「要請」があったと申請すれば沖縄の民間人も〔援護法による〕給付が受けられるようになった」という（『沖縄「集団自決」の大ウソ』）。要するに、金銭問題が絡んでいたからこそ、「軍命令」は独り歩きしたのだ。

韓国でも沖縄でも、真実が語られ始めたということに、深い感慨を覚える。（勝岡）

歴史認識問題研究

（年2回発行）

第17号（令和7年秋冬号）

発行日：2025年9月19日

発行人：西岡 力

編集人：勝岡 寛次

編集部：歴史認識問題研究会

頒 価：1,000円

発行所：〒277-0065 柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モラロジー道德教育財団

西岡 力 研究室

Tel：04-7173-3197 Fax：04-7173-3199

印刷所：株式会社 長正社